

鹿児島県公報

令和7年12月26日(金)第681号



鹿児島県

発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)
ページ

規則

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(※)
(子育て支援課取扱い) 1

- 鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則(※)
(水産振興課取扱い) 1

告示

- 保安林の指定
(森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定
(森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定
(保健医療福祉課取扱い) 3
- 救急病院等に関する申出の撤回
(保健医療福祉課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
(水産振興課取扱い) 3
- 都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更
(都市計画課取扱い) 3

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等の公表
(選挙管理委員会取扱い) 4

規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第82号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年鹿児島県規則第111号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5(9)中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第83号

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則

鹿児島県漁業調整規則(令和2年鹿児島県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる事項が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出

力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項の許可証への記載に代えることができる。

第32条第13項中「第23条」の次に「，第24条第2項」を加える。

第48条第8項中「第25条」を「第24条第2項の規定は第1項又は第6項の規定による許可について、第25条」に、「，第1項」を「第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

志布志市志布志町田之浦字坂下2520番1

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第749号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市隼人町嘉例川字中尾2728番1, 2728番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

　字中尾2728番1・2728番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第750号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	新成病院	鹿児島市与次郎一丁目 2-11	令和7年10月1日から 令和10年9月30日まで
救急病院	公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上 1700番地22	令和7年11月25日から 令和10年11月24日まで

鹿児島県告示第751号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出の撤回があった。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
救急病院	新成病院	鹿児島市上荒田町16-30	令和7年9月30日

鹿児島県告示第752号

阿久根市波留6254番地 倉津正治及び阿久根市波留6543番地8 和田徳幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域(阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区)
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業、主としてふぐかご漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第753号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
市街化区域から市街化調整区域に変更した部分
鹿児島市下福元町及び錦江台一丁目の各一部

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年12月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があつた政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大村きよふみ後援会	大村 清文	鶴本 一郎	指宿市大牟礼一丁目10番16号	令和7年11月7日
川崎桃子後援会	川崎 桃子	川崎 信義	志布志市志布志町内之倉2794番地	令和7年11月20日
さこう源宝後援会	酒匂 源宝	酒匂 登枝	大島郡伊仙町大字目手久1865-1	令和7年11月17日
下林山はるみ後援会	下林山 晴美	下林山 守	指宿市大牟礼1-28-13	令和7年11月18日
味園美和子を応援する会	味園 美和子	味園 和行	枕崎市汐見町99	令和7年11月7日

2 異動の届出があつた政治団体

(1) 政党的支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第三選挙区支部	小里 泰弘	主たる事務所の所在地	薩摩川内市平佐町3036番地 1丸目ハイツ 1階	薩摩川内市平佐1-10	令和7年11月20日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党鹿児島県支部連合会	櫻木 隆志	代表者の氏名	櫻木 隆志	佐藤 誠	令和7年11月9日
		会計責任者の氏名	松井 聰子	宮里 智子	
自由民主党鹿屋支部	下本地 隆	主たる事務所の所在地	鹿屋市田崎町2087-5	鹿屋市郷之原町12678-1	令和7年11月7日
		代表者の氏名	下本地 隆	郷原 拓男	
自由民主党田代支部	浪瀬 亮祐	主たる事務所の所在地	肝属郡錦江町田代川原4935-1	肝属郡錦江町田代川原5006	令和7年11月7日
		代表者の氏名	浪瀬 亮祐	井手口 正頼	

		名			
自由民主党垂水支部	北方 貞明	主たる事務所の所在地	垂水市市木 965-4	垂水市潮彩町 3-6-6	令和7年 11月7日
		代表者の氏名	北方 貞明	堀内 貴志	
自由民主党根占支部	浪瀬 敦郎	主たる事務所の所在地	肝属郡南大隅町根占川南 3304	肝属郡南大隅町根占川北 309	令和7年 11月7日
		代表者の氏名	浪瀬 敦郎	松元 勇治	

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
おつじ朋実後援会	尾辻 朋実	政治団体の名称	おつじ朋実後援会	尾辻朋実後援会	令和7年 11月1日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
鹿児島県歯科技工士連盟	荒木 進	代表者の氏名	荒木 進	竹之内 泰己	令和6年 4月1日
しらいし誠後援会	甫立 宗一	代表者の氏名	甫立 宗一	木原 晃一	令和7年 11月1日
		会計責任者の氏名	宮之脇 三枝子	豎山 敏久	

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
かとうあきら後援会	南さつま市加世田武田 18231番地2	加藤 彰	令和7年11月27日
九日克典後援会	曾於市末吉町深川1263 番地2	稻森 雅人	令和7年10月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
下林山 晴美	下林山 晴美	指宿市議会議員	下林山はるみ後援会	指宿市大牟礼1 -28-13	令和7年 11月18日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
尾辻 朋実	おつじ朋実後援会	政治団体の名称	おつじ朋実後援会	尾辻朋実後援会	令和7年 11月1日